

鳥取県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第1号

鳥取県特別会計条例の一部を改正する条例

鳥取県特別会計条例（平成19年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
名称	設置目的	歳入	歳出	名称	設置目的	歳入	歳出
略				略			
10 鳥取県給与集中管理特別会計	職員給与費の経理を円滑に行うこと。	給与等振替収入	一般職の職員及び特別職の職員の給料及び各種手当並びに共済費その他の諸支出	10 鳥取県給与集中管理特別会計	職員給与費の経理を円滑に行うこと。	給与等振替収入	一般職の職員及び特別職の職員の給料及び各種手当並びに共済費その他の諸支出
11 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計	就農支援資金貸付事業の円滑な運営及びその経理の適正を図り、並びに農業改良資金貸付金の償還金の適切な管理及びその経理の適正を図ること。	就農支援資金貸付金に係る元金収入、国からの借入金、一般会計からの繰入金及び附属諸収入並びに農業改良資金貸付金に係る元金収入及び附属諸収入	就農支援資金に係る貸付金、借入金の償還金、その他の諸支出及び農業改良資金に係る借入金の償還金その他の諸支出				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。